業務委託基本契約書

○○株式会社(以下「甲」という)と株式会社□□(以下「乙」という)とは、以下のとおり業務委託基本契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(本契約の目的)

- 1. 甲は乙に対し、システムの開発およびこれらに付帯する業務等(以下「本件業務」という) を乙に委託し、乙はこれを受託して遂行する。
- 2. 本件業務の詳細は、個別契約にて都度、定めるものとする。

第2条(本契約の適用)

本契約は、乙が受託するシステムの開発等の業務委託に関する個別契約のすべてに 適用されるものとする。

第3条 (個別契約の締結)

- 1. 甲および乙は、本契約に基づき、各個別業務毎に個別契約を締結するものとする。個別契約は、委託する本件業務の詳細、納入物件、業務委託代金、納期、支払条件その他甲乙が必要と認める事項を定めるものとする。また、個別契約書で本契約と異なる定めをする場合には甲乙にて文書による事前協議を実施することとし、また原則として個別契約が本契約に優先するものとする。
- 2. 個別契約は、甲が甲所定もしくは甲が認める乙所定の注文書により乙に対して本件業務の遂行を発注し、乙がこれを請書その他の書面で承諾したとき、または別途甲乙間で個別契約書を取り交わしたときに成立するものとする。
- 3. 個別契約は甲乙協議の上、内容を変更することができる。
- 4. 振込手数料は、個別契約の締結により甲の負担とする。

第4条(報告書の提出)

甲は、本件業務の内容により、必要と判断した場合には、本件業務の遂行方法および業務遂行内容の詳細について、報告書の提出を乙に要求できるものとする。

第5条(資料、機器および事務所の使用)

1. 甲は、乙が本件業務遂行に必要な範囲で、事務所ならびに業務遂行に必要な各種 資料、機器、および什器、備品資材(以下、「機器類」という)で甲の指示によるもの、 また は甲が必要と認めたものは、乙の請求により、貸与するものとする。また、乙が甲 の事務所で作業を行う場合は、これに伴う光熱費は甲が負担するものとする。

- 2. 乙は、前項に基づき甲より貸与された機器類については、善良な管理者の注意をもって 取扱うとともに、個別契約の履行のためにのみ使用するものとし、また、複製してはな ら ないものとする。万一、乙が貸与資料を汚損、破損または紛失したときは、乙は甲 の指示に従い損害賠償の責を負うものとする。ただし、乙の責に帰することのできな い事由による場合は除く。
 - 3. 乙は、本件業務が完了したとき、または甲が返還を要求したときは、直ちに貸与資料を甲に返還するものとする。個別契約が解除その他により終了したときも、同様とする。
 - 4. 前項において生ずる一切の費用は原則として乙の負担とする。但し、費用の全部もしくは一部について、甲乙協議の上、改定することができる。

第6条(納入および検収)

- 1. 乙は、個別契約に定める条件に従い、納入物件を納入する。
- 2. 納期までに納入物件を納入することが困難であると乙が判断した場合は、事前に甲に書面で通知し、甲の指示に従うものとする。
- 3. 甲は、納入物件受領後 1 箇月以内に検査を行い、その結果を乙に通知する。4. 前項に定める検査の結果、不具合箇所が判明した場合は、甲は当該不具合箇所を乙に通知するものとし、乙は速やかに納入物件を引き取り、速やかに当該不具合箇所を修正して再度甲の検査を受けるものとする。かかる甲の再検査についても、前項の定めが適用される。なお、乙は、再検査に合格した場合にも、当初の納期に対する遅滞の責は免れない。不合格となった原因が甲の責に起因する場合、乙は、甲の要請に基づき有償で成果物の修補又は代替物との交換を行うものとし、甲は本項により修補された成果物又は交換された代替物の検査を、第1項に準じて行うものとする。期日は甲 乙協議の上定めるものとする。
- 5. 本条に定める甲の検査合格または甲が納入物件を受領後 1 箇月以内に何らかの通知 もしなかった場合はその期間経過をもって、納入物件の引渡しが完了したものとする。

第7条(危険負担および所有権の移転)

納入物件に関する危険負担および所有権およびその他一切の権利は、納入物件の引渡完了をもって、乙から甲に移転する。

第8条(契約不適合責任)

1. 本件業務の成果物につき、 種類または品質に関して契約の内容に適合しないこと (以下、「契約不適合」という) が明らかになり、 成果物の検収後1年以内に甲 が 乙に対してその旨を通知したときは、 乙は自己の責任と費用により、すみやか にそ の契約不適合について補修を行うものとする。ただし、甲は、甲の与えた指図 によ って生じた不適合を理由として、補修の請求をすることができない。

- 2. 契約不適合の補修または取替えを行った部分の契約不適合責任は、これらの措置が 完了した時点から 1 年とする。
- 3. 甲が、自ら乙の責に帰すべき事由に基づく契約不適合を補修し、または当該契約不適合に起因して損害を被った場合(甲の顧客が当該契約不適合に基づく損害を甲に対し請求する場合を含む)には、乙は、甲が負担した契約不適合補修の費用及び甲が被った損害のうち、相当な因果関係が認められる範囲においてこれを賠償する。

第9条 (著作権)

- 1. 本件業務の過程で乙が甲のために作成した著作物(次項の既存資料を除く)は、法 人 著作物としてその全ての権利が独占的に甲に帰属する。かかる著作物が法律上、 甲の 法人著作物とみなされない場合には、乙はかかる著作物の著作権(日本国にお いては 著作権法第 27 条および第 28 条に規定される権利を含む)を甲に譲渡する。
- 2. 乙は甲に対し、自己が専有する権利または他に使用許諾する権利を有する納入物件としての既存資料について、全世界にわたる非独占的、永続的、取消不能かつ支払済みの以下の権利を許諾する。
 - (1) 既存資料の二次的著作物を作成し、または自らのためにこれを他に作成させる権利。
 - (2) 既存資料またはその二次的著作物を使用し、使用させ、実行し、複製し、送信 し、展示し、上映し、上演・演奏し、譲渡または貸与し、頒布し、他に再使用許 諾し、その他可能な形式で利用する権利。
 - (3) 前各号で許諾された権利を第三者に許諾する権利。
- 3. 乙は、前二項の各著作物に関する著作者人格権について、自ら行使せず、また、何者も行使しないことを保証する。
- 4. 乙は、本件業務を遂行する目的以外に、納入物件(前項に規定する既存資料を除く。) に基づき二次的著作物を作成し、または納入物件およびその二次的著作物を複製その 他の形式で利用し、他に利用させるいかなる権利も与えられない。 ただし、納入物件に 含まれ、単独では機能し得ないが他のプログラムと組み合わせて稼動する汎用性のある ルーチン、モジュール、関数、クラス等のプログラム構成部品、および資料等における汎用的な表現については、乙は、本条第2項で甲が許諾されるのと同等の使用権を有す るものとする。なお、アイコン、フォント、映像、スクリーン・イメージ、キャラクター等の絵画、

グラフィックス、音声、音楽、その他の視聴覚著作物およびデータについてはかかるプログラム構成部品や表現とはなり得ない。

第10条(特許権等)

1. 本件業務の過程で生じた発明その他の知的財産またはノウハウ等(以下あわせて「発明等」という)に係る特許権その他の知的財産権(特許権その他の知的財産権を受ける権利を含む。ただし、著作権は除く。)、ノウハウ等に関する権利(以下、特許権そ

- の他の 知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」という。)は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属する。
- 2. 甲および乙が共同で行った発明等から生じた特許権等については、甲および乙の共有(持分は貢献度に応じて定める。)とする。この場合、甲および乙は、共有に係る特許権
 - 等につき、それぞれ相手方の同意および相手方への対価の支払いなしに自ら実施できるものとする。但し、第三者に対して通常実施権を実施許諾する場合には、相手方の同意を得るものとする。なお、その対価について協議するものとする。
- 3. 乙は、第1項に基づき特許権等を有することとなる場合、甲に対し、甲が本契約および個別契約に基づき納入物件を使用するのに必要な範囲について、当該特許権等の通常実施権を許諾する。なお、納入物件に、個別契約において一定の第三者に使用せしめる旨を個別契約の目的として特掲した上で開発されたソフトウェア等が含まれている場合は、当該個別契約に従った第三者による当該ソフトウェア等の使用についても同様とする。係る許諾の対価は、個別契約に定める業務委託代金に含まれるものとする。
- 4. 甲および乙は、第 2 項、第 3 項に基づき相手方と共有し、または相手方に通常実施権を許諾する特許権等について、必要となる職務発明の承継手続(職務発明規程の整備等の職務発明制度の適切な運用、譲渡手続など)を履践するものとする。

第11条(権利の保証および補償)

- 1. 乙は、本件業務および納入物件が第三者のプライバシーや知的財産権、その他の権利を侵害していないことを保証する。
- 2. 本件業務または納入物件が第三者のプライバシーや知的財産権、その他の権利を侵害しているとして甲、甲の関係者、甲の関連会社または顧客に対し、クレーム、訴訟提起その他の請求がされた場合、乙は自己の費用でこれを防御しまたは甲の選択により防御に参加し、解決し、すべての損害(弁護士費用も含む)を補償する。かかる請求が現になされ、またはそのおそれがある場合には、乙は、以下の救済手段のうちいずれかを自らの費用で実行するものとする。(i)甲、甲の関係者、甲の関連会社または顧客のために、本件業務および納入物件を本契約に従って引き続き使用、販売、使用許諾する権利を取得する、(ii)本件業務および納入物件を、権利侵害とならず、本契約に適合するものに変更する、(iii)本件業務および納入物件または他の影響が及んだ本件業務または納入物件を、本契約に適合し、知的財産権を侵害しないものと交換する、または(iv)甲の請求に応じて、権利侵害となる本件業務の取り消しおよび権利侵害となる納入物件の返品を受け入れ、支払済の全額を返金する。
- 3. 本件業務または納入物件が第三者の知的財産権を侵害しているとして請求がなされた 場合でも、以下のいずれかに該当する場合には、乙は甲、甲の関係者、甲の関連会社および顧客に対して前項の補償義務を負わない。

- (1) 権利侵害が、甲、甲の関係者、甲の関連会社および顧客により本件業務または 納 入物件を他の製品やサービスと組み合わせたことに起因し、かつかかる組み 合わ せについて乙が予見できない場合で、かつ、予見できないことに合理性が あるとき
- (2) 甲による設計に基づき乙が作成したとき(ただし、かかる設計が権利侵害を生ずる可能性があることを乙が知って甲に告げなかったか、重大な過失により知らなかった場合には、この限りでない。)
- (3) 権利侵害が、甲、甲の関係者、甲の関連会社または顧客による納入物件の変更に起因するとき(ただし、かかる変更が権利侵害を生ずる可能性があることを乙が 知って甲に告げなかったか、重大な過失により知らなかった場合には、この限りでない。)

第12条 (機密保持)

- 1. 本件業務に関連し、甲から乙に開示する機密情報または個人情報の取り扱いについては、本契約別紙の機密保持規定に従って取り扱われるものとする。
- 2. 本件業務に関連し、乙が甲に提供する乙の従業員または他の法人に関する業務上の個人情報については、乙がかかる従業員または他の法人から、かかる個人情報を甲に開示すること、および甲がそれを本件業務に関連して使用することができることの同意を取得しているものとする。

第13条 (再委託)

- 1. 乙は、原則として、本件業務を自ら実施するものとし、甲の書面による事前の承諾ない限り、本件業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ここでいう再委託 とは、乙からの直接の再委託業務(一次再委託)を表す他、当該再委託先から更に第三 者への業務委託を行う再々委託(二次再委託)以降の委託行為を含むものとし、再委託 先にはかかる委託先すべてを含むものとする。
- 2. 前項により、甲の承諾を得た場合といえども、乙は、本契約および個別契約上の義務 を 免れるものではなく、また再委託先に対してもこれらの義務を遵守させるとともに、 その履行に関し全責任を負うものとする。
- 3. 乙は再委託先を選定する際、最大限の注意を持って当該再委託先の健全性、信頼性、技術力等を総合的に判断するものとし、公序良俗に反する会社・団体もしくはその会社・団体と密接な関係にある会社・団体を再委託先に選定してはならない。

第14条 (譲渡禁止)

乙は、甲の書面による事前の承諾なしに、本契約に基づく権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡し、担保に供し、または承継させてはならない。

第15条 (損害賠償)

1. 甲または乙(第13条の再委託先を含む)は本契約および個別契約に定める条項に違反することにより相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償する責を負う。2. 甲乙双方とも、相手方の責に帰すべき事由により自らの情報が第三者に漏洩して生じた損害について、賠償を求めることができるものとし、その詳細は、別途協議して取り決めるものとする。

第16条(非常時・不測の事態の際の協力義務)

1. 乙が本件業務を遂行中に、火災等の非常事態が発生した際は、乙は甲に協力して乙の 使用する機器類等の損害を最小限度に止めるよう努力しなければならない。2. 乙に 不測の事態が発生し、本件業務の遂行が不可能になったときには、乙は直ちに甲に報 告するとともに、適切な措置を講じ、甲の業務に支障をきたさないよう努力をしなければ ならない。

第17条(進捗報告会)

- 1. 甲および乙は、本件業務が終了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決その他本件業務が円滑に遂行するため必要な事項を協議するため定期的に進捗報告会を開催するものとし、決定された事項について、これに従わなければならない。なお、開催の頻度については甲乙にて別途協議の上定めるものとする。
- 2. 進捗報告会には甲乙双方の責任者および甲乙双方の関係者が出席するものとする。
- 3. 甲および乙は、進捗報告会の議事内容、決定事項について議事録もしくはそれに代
- わる資料を作成し、記録に残すとともに双方保有する。

第18条 (契約解除)

- 1. 甲または乙は、相手方が次の各号のひとつに該当した場合は、本契約および個別契約の全部または一部を解除することができるものとする。
 - (1) 相手方が振り出した手形、もしくは小切手が不渡り、または金融機関からの取引 停止の処分を受けた場合。
 - (2) 監督官庁より営業の取消・停止等の処分を受けた場合。
 - (3) 第三者より仮差押・差押・仮処分・強制執行等を受け、契約の履行が困難と認められる場合。
 - (4) 破産の申立、特別清算開始の申立、民事再生手続開始の申立または会社更生手続開始の申立があった場合。
 - (5) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者である場合、または、主要な株主にもしくは

出資者に含まれる場合。

- (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為、取引に関する脅迫的な言動又は暴力行為、及び風説の流布または偽計・威力による信用毀損行為または業務妨害行為、その他の違法行為を行った場合。
- (7) 相手方の評判、名誉、信用を棄損した場合、または、相手方との信頼関係を著しく破壊した場合。
- (8) 本契約または個別契約の各条項のいずれかに違反した場合。
- (9) その他前各号に準じる事由が発生した場合。
- 2. 前各号の他、甲は、乙が正当な理由なく本件業務を完了する見込みがないと判断したときは、本契約および個別契約の全部または一部を解除することができるものとする。
- 3. 甲または乙は、前各項により本契約および個別契約を解除した場合は、相手方の責によって生じた損害の賠償を別途請求できるものとする。

第19条 (有効期間)

本契約の有効期間は、契約締結日にかかわらず 2024 年 4 月 1 日から 12 ヶ月間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲または乙より相手方に対し書面による別段の意思表示のない限り、本契約は同一条件でさらに 12 ヶ月間延長されるものとし、以後も同様とする。

第20条 (契約終了の効果)

- 1. 本契約が期間満了、解除等により終了した場合といえども、甲からの別段の書面による 意思表示がない限り、履行中の個別契約は有効に存続するものとする。この場合、本契 約は、その有効に存続している個別契約の終了まで有効とする。
- 2. 本契約終了後においても、第8条ないし第12条、第14条、第15条、第21条の 各規 定は、なお有効に存続するものとする。

第21条(専属管轄裁判所)

本契約に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判 所とする。

第22条 (契約に定めなき事項)

本契約もしくは個別契約に定めなき事項および解釈の疑義については、甲乙誠意を 持って協議解決を図るものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有す

(甲)

(Z)

基本契約書第12条(機密保持)に定める別紙

機密保持規定

1. 目的

本機密保持規定は、本契約期間中における甲から乙に対する機密情報の開示と乙の機密保持義務について定めるものである。

2. 機密情報の範囲および開示

- (1) 本機密保持規定において「機密情報」とは、本件業務に関連し乙が受領または知得する情報で、以下に定めるものをいう。
 - a. 文書、口頭によるかを問わず、甲から機密であることを明示して開示されるか、かかる明示はなくとも乙において客観的かつ合理的に機密であると認識できる甲または甲の顧客の業務上、技術上、または営業上の一切の情報。
 - b. 前a号の情報を使用し作成した成果物、仕掛品および関係資料(甲が機密でない旨を 別途指定した場合は除く)。
- c. 「個人情報の保護に関する法律」で定義される個人情報および個人データ。(2) 前号の定めに関わらず、個人情報および個人データを除き、以下の情報については機密情報でないものとみなす。
 - a. 乙が独自に開発した情報。
 - b. 開示の時点で既に一般に入手可能な情報。
 - c. 守秘義務を負うことなく、乙が既に知得している情報または乙が入手した情報。 d. 開示された時点以降に、乙の責に帰すべき事由によらずに一般に入手可能となった 情報。
 - e. 乙が正当な第三者から守秘義務および使用制限を受けることなく正当に知得した情報。
- (3) 本契約および本契約に基づく本機密情報の開示は、乙に対し、甲が現在または本契約の締結後に所有または支配するいかなる商標、著作権、または特許権についても、権利または実施権を許諾するものではない。また、機密情報は、現存するままの状態で提供され、いかなる保証の対象でもないものとする。

3. 機密保持義務

- (1) 乙は、前項に定める機密情報を善良な管理者の注意義務をもって機密として保持し、甲の書面による事前の承諾なくして、これを第三者に開示し、あるいは開示された目的以外の目的に使用してはならない。
- (2) 乙は、前号に基づき、甲の書面による事前の承諾を得て機密情報を第三者に開示する場合、当該第三者に対し本契約における自己の義務と同等以上の義務を負わせるものとし、甲に対し第三者の全ての行為およびその結果につき一切の責任を負うものとする。
- (3) 乙は、法律により要求される範囲で本機密情報を他に開示することができる。但し、乙は、甲にその旨をすみやかに通知し、甲が合理的な法的保護手段を講ずる機会を与えるもの

とする。

4. 情報管理責任者

- (1) 甲および乙は、本件業務の委託に際し、機密情報の管理責任者(以下「情報管理責任者」という)を選任するとともに、互いにかかる情報管理責任者の所属および氏名を書面で確認するものとする。
- (2) 情報管理責任者は、本規定所定の各種事項に関する実施責任に加え、両当事者間の連絡、調整および報告の責任を有するものとする。
- (3) 甲および乙は、情報管理責任者に変更が生じた場合、直ちに相手方に書面で通知しなければならない。

5. 機密保持に関する事項の周知

- (1) 乙は、甲より機密保持に関する連絡周知の依頼があった場合、自己の要員(業務の全部または一部を第三者に委託する場合、当該第三者を含む。以下「乙の要員」という。)にこれを徹底するものとする。
- (2) 乙は、甲が求める場合、かかる連絡周知が確実に行われたことを証する確認書を甲に提出しなければならない。

6. 機密保持誓約書

乙は、甲が求める場合、乙の要員の機密保持に関する誓約書を甲に提出するものとする。

7. 機密情報の返還、消去、廃棄

- (1) 乙は、機密情報の開示の目的の達成、または理由の如何を問わず機密情報が不要となったときには、機密情報およびその複製物、複写物のすべてを甲に返還し、または、消去、廃棄して、かつ処理が完了したことを証する確認書を甲に提出するものとする。
- (2) 前号に関わらず、機密情報およびその複製物、複写物の一部または全部について、開示の目的を達成した後も継続して保有する必要がある場合、甲乙合意のうえ、継続保有に関する書面を取り交わすものとし、かかる継続保有の期間終了後、乙は、前項の処理を実施するものとする。
- (3) 乙は、乙の要員が業務を離任する場合、かかる乙の要員が保有する機密情報およびその 複製物、複写物のすべてを回収し、または、消去、廃棄し、かつすみやかに、その処理が 完了したことを証する確認書を甲に提出しなければならない。

8. 報告および監査

- (1) 甲は、乙における機密情報の取扱い状況について、定期的な報告を求めることができる。(
- 2) 甲は、必要に応じ、乙における機密情報の取扱い状況について、乙との事前協議のうえで監査を行うことができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

9. 事故時の報告

- (1) 乙は、機密情報が漏えいした場合または漏えいする恐れがあることを発見した場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従う。
- (2) 乙は、前項に基づく報告にあたり、甲が求める資料を提出しなければならない。

10. 機密保持の期間

本契約の機密保持義務は、本契約終了後も存続する。